



# ぶらり らいぶらりい

～図書室にはこんな本があります～

## No. 304

★利用者からの質問をもとに昭和館図書室の資料をご紹介します。  
(書名の後の( )の数字は請求記号です。)

(問) 戦時中に作られた着物には、戦争にちなんだ絵柄があると聞いた。どのようなものか見てみたいのだが、写真が載っている本はあるか。

(答) まず、着物についての本があるかどうか確認してみましょう。

図書 > タイトル検索 > 着物 きもの 「〇いずれかのことばを含む」にチェック  
> 図書 89 件

検索結果一覧を確認すると、『生きものの流儀』『海軍めしたき物語』など、言葉の一部が一致してヒットしてしまい、着物とは関係ない資料も多いようです。そのため、次は分類で絞り込んでみましょう。

+絞り込み検索 > 分類で絞り込む > 300：社会科学で探す の +中分類を見る  
> 380：風俗習慣、民俗学で探す > 図書 16 件

ここでも『はきもの』などがヒットしていますが、数件なのでこのまま内容を確認していきます。書誌詳細情報を見ていくと、『昔きものと遊ぶ』の中に「戦意高揚」という項目があり、日清戦争以後に作られた戦時色のある柄が紹介されていました。

一方、分類を「590：家政学、生活科学で探す」に絞り込んだ場合でも 12 件ヒットしますが、該当写真が掲載された資料はありませんでした。

最初のタイトル検索でヒット件数が多かったのは、「きもの」のようにひらがなで検索したことで、読みまで検索対象に入ってしまうためでした。改めて漢字の「着物」だけで検索してみます。

図書 > タイトル検索 > 着物 > 図書 6 件

書誌詳細情報を確認していくと、『図説着物柄にみる戦争』の目次に「戦争柄への驚き」や「新聞報道と戦争柄着物」という項目があります。ここで「戦争柄」という具体的なキーワードが確認できました。

なんでも検索 > 戦争柄 > 図書 5 件 雑誌 2 件

資料を確認すると、7 冊すべての資料に戦争柄の写真が掲載されていました。軍艦や戦車などの軍事的なものや、三国同盟や満洲など世界情勢を表したものもあったようです。



図書室には、書棚に並んでいる図書以外にもたくさんあります。  
検索端末を使って、読みたい本を探してみてください。  
操作方法等、カウンター職員までお気軽にお問い合わせください。



## 手話の歴史に学ぶ共生社会

～ろう学校の子どもたちの体験～



昨年6月、「手話に関する施策の推進に関する法律」が制定され、手話が生活に欠かせない重要な言語であることが明確に示されました。しかし、手話が言語として認められなかった時代、耳のきこえない人たちは多くの苦難を経験してきました。どのような体験や思いが、この法制化へ結びついたのでしょうか。日本の手話教育の原点から振り返ります。

日本の手話教育の原点は、明治11年(1878)に設立された日本初のろう学校、京都盲啞院にあります。ろう学校は耳のきこえない子どもたちが通う学校です。ここでは、手勢法を用いた言語教育が行われていました。手勢法は日本語の単語と五十音を手勢(手の動き)で表したものです。現在使われている手話とは異なりますが、手の動きで言語を表すことを可能にし、後の手話の発展に影響を与えたのです。ところが、明治13年、イタリアで開かれた聾教育国際会議で口話法が推奨されると、日本でもその影響が広がり、ろう学校に口話法が導入されていきました。口話法は耳のきこえない子どもに発音の方法を教え、口の形から何を話しているのかを読み取る教育方法で、手話とは異なる手法として用いられました。

きこえる子どもは、周りの言葉を耳で聞き、自然と日本語を身につけた上で、学校で読み書きを学びます。しかし、きこえない子どもには、その基本となる音声言語がありません。そのため、読み書きの習得は容易ではなく、ましてきこえない日本語を正しく発音したり、口の形を読み取る口話法を身につけるのは至難の業でした。昭和4年(1929)、文部省は口話法に基づく教科書『國語初歩：聾啞学校用』を発行しました。同年4月より、ろう学校に予科を置いて、就学前の幼児に読唇を教え、初等部では発音・発語指導を徹底させました。当時、戦争へと向かう日本において、耳のきこえない子どもへ国民思想を定着させるには、口話法が有効な教育方針だと位置づけられたからです。こうして口話教育が推進される中で、耳のきこえない子どもにとって自然な言語である手話の使用は禁止されました。学校で手話を使うと手を叩かれたり、手が動かないよう縛られたりするなど、子どもたちにとって受難の時代が続いたのです。

生まれつき耳のきこえない人や、幼少時に失聴した人にとって手話は最も自由に意思を伝えられる大切な言語です。その言語を奪われることは、人としての尊厳を奪われることにほかなりません。戦後、当事者たちは自らの権利を取り戻すために立ち上がりました。昭和22年(1947)、全日本聾啞連盟(現・全日本ろうあ連盟)が結成され、全国規模の権利獲得運動がスタートします。翌年の昭和23年には『日本聾啞新聞』を発刊し、全国の耳のきこえない人たちへ情報を届け始めました。昭和45年に国の手話奉仕員養成事業が始まり、昭和51年には手話通訳の認定試験がスタートするなど、公的な手話通訳制度の礎が築かれていきます。こうした取組みを積み重ね、平成25年(2013)から「手話言語法」の制定を目指す運動が本格化しました。全国の自治体で「手話言語条例」が相次いで制定されるなど、草の根の広がりが国を動かす大きな力となり、令和7年(2025)6月、ついに「手話に関する施策の推進に関する法律」の制定へと結びついたのです。この法律の制定は、言語を奪われてきた悲しい歴史があるからこそ、深い意味を持ちます。しかし、これはスタートラインに過ぎません。この法律を私たちの暮らしの中にどう活かし、根づかせていくのか。手話をひとつの大切な言葉として互いに尊重し合える共生社会を、私たち自身の手で築いていきましょう。

### 【参考文献】

『特殊教育百年史』(378/Mo31 閉架一般 000025094)

『疎開の中にあった差別を見つめる』(372.1/Z3 閉架一般 000056441)